

論文概要

筑波大学審査学位論文（博士）

現代アメリカ教員養成改革における
教員レジデンシーの展開に関する研究

—「社会正義」志向の「省察」を要件とする

プログラムの特質に着目して—

人間総合科学研究科 教育基礎学専攻

高野 貴大

<要約>

1. 本研究の目的・課題・方法

本研究の目的は、「社会正義(social justice)」¹志向の「省察(reflection)」²を要件とする教員レジデンシー³プログラム (Teacher Residency Program ; 以下 TRP) の特質を明らかにすることを通じて、現代のアメリカ合衆国 (以下: アメリカ) の教員養成改革において、TRP が展開する意義と課題を明らかにすることである。

ショーン(Schön, D.A.)によって「省察的実践者」論が提起されて以降、「省察」概念と教職の専門性を結びつける動きが進展し、日本へも影響を及ぼしたが、その概念理解の狭隘性に批判がある(油布 2013 ; 石井 2014)。教職の専門性の拠り所となる理論としての「省察」をいったん相対化して捉え直し、なおかつそれが教職の改革へと有機的に結び付けられる方途を検討すべきである。

以上の問題意識から、本研究では、現代アメリカ教員養成改革に着目する。アメリカでは、教員が学校や子どもの社会的背景や要因を敏感に察知して教育実践を行う必要性に注目した教員養成改革が看取でき、その改革では教員養成の中核に「社会正義」を掲げている。

この一つに TRP がある。TRP とは、医療専門職養成モデルをもとに、学校での「臨床経験」と大学での科目履修を相互関連させるプログラムの総称で、教育委員会、大学、教員組合、NPO 等が共同で、養成・採用・新任期の支援を一体化して運営する。2000 年代以降、都市学区を中心に創設され、人種や言語、経済的文化的背景を理由に学校教育で不利な立場に置かれがちな児童生徒に配慮できる教員を育成して採用し、継続的な在職を促す狙いがある。TRP は、教員養成における「第三の領域 (third-space)」と呼ばれ、大学での科目履修を優先する学問重視の「伝統的な」教員養成と、実習重視の代替ルートの教員養成のそれぞれが持つ短所の超克が目指されている。

先行研究では、「社会正義」実現のための主体とし教員を養成すべきだとの知見 (Gay 2002; Liu 2015)、連邦政府主導の教員養成改革の現況 (Zeichner & Conklin 2017; Cochran-Smith et al. 2018)、TRP の事例分析 (Boggett 2010; Beck 2016; 可児 2015; 佐藤 2019) の蓄積があるが、「社会正義」志向の理念や実践は個々の事例検討に留まり、連邦政策や各州、学区の行政と結びつき、いかに改革として駆動しているかという視点からの研究が十分ではない。

¹ 本研究では「社会正義」を次の通り定義した。「社会正義」とは、社会構成員の基本的諸自由の平等と機会均等を民主主義社会の第一義的条件とし、その条件が満たされない場合には、学校や社会に存在する不公平要因や社会構造の変革を試みることを正当化する理念である。

² 本研究では、「省察」概念を次の通り定義した。「省察」とは、専門職者が、実践の行為の現在、あるいは行為の現在から離れた状態で、自身の実践を自己の内面に留まらない位相で適度な批判性をもって省みることである。

³ レジデンシーとは、医療専門職養成において、インターンに比べ、より専門的な実習を行う期間を指し、このモデルをもとに専門的な実習期間を中心にプログラムが構成された教員養成の一形態を指し示す用語である。

以上を踏まえ、以下4点の研究課題と方法を設定した。

第一に、関連文献と聞き取り調査データを用いて、ショーンによる省察概念の理論的内実を明らかにするとともに、それに対して、教職固有の議論がいかに関展開したかを明らかにする(第1章)。教職固有の省察論として、ザイクナー(Zeichner, K.)とリストン(Liston, D)による「省察的教育実践(reflective teaching)」論に着目する。

第二に、関連論文、政策文書、関係団体の報告書や書籍、ウェブサイト掲載情報を用いて、1980年代以降の連邦政府主導の教員養成改革の展開を明らかにするとともに、TRPの位置づけとその全米的趨勢を解明する(第2章)。

第三に、TRPの具体的事例における運営理念と実態、課題状況を詳らかにし(第3章～第5章)、各事例を比較検討することを通じて、TRPの特質を解明する(第6章)。

事例は、①ボストン教員レジデンシー(Boston Teacher Residency; 以下BTR)、②シアトル教員レジデンシー(Seattle Teacher Residency; 以下STR)、③コロラド大学デンバー校のNxtGEN教員レジデンシープログラム(以下NxtGENプログラム)の3つである(表1)。

事例分析の視点として、アメリカの教師教育研究動向(e.g. Zeichner 2010, 2018; Beck 2020)を踏まえ、①理念とカリキュラム、②運営体制の2つを設けた。

分析には、各TRPに関する文献や報告書、ウェブサイト掲載情報のほか、各TRP関係者への聞き取り調査と彼らからの収集資料を用いた。

表1 対象事例の概要

章	プログラム 創設年	地域	所在	人種背景	パートナーシップ	タイプ
3	BTR 2002年	東海岸	マサチュー セッツ州ボ ストン	アフリカ系 集住地域	ボストン学区教育委員会、 マサチューセッツ大学ボス トン、BPE、MSA、BC	自営型
4	STR 2013年	西海岸	ワシントン 州シアトル	多様	A4E、ワシントン大学、シ アトル学区教育委員会、シ アトル教員組合	混合型
5	NxtGEN プロ グラム 2014年	内陸部	コロラド州 デンバー	ヒスパニック 系高比率	コロラド大学デンバー校、 デンバー周辺学区教育委員 会、コロラド州農村部のコ ミュニティカレッジ	大学 基盤型

出典：筆者作成

第四に、上記研究課題の検討を踏まえ、現代アメリカ教員養成改革において、TRPが展開する意義と課題を明らかにした(終章・総合考察)。

2. 研究の構成

序章 本研究の目的・課題・方法

- 第1節 問題の所在と研究目的
- 第2節 対象国・地域設定の理由と概要
- 第3節 先行研究の検討
- 第4節 本研究の課題と方法
- 第5節 本研究における鍵概念の定義

第1章 教職固有の「省察」概念の展開とその論理

- 第1節 D. ショーンによる専門職の「省察」論の提起
- 第2節 ショーン所論の教職論への影響とザイクナーとリストンによる「省察的教育実践」論
- 第3節 「省察的教育実践」論における「臨床経験」と大学での学修の連関関係
- 第4節 小括

第2章 1980年代以降の教員養成改革と教員レジデンシープログラム

- 第1節 1980～90年代の全米的教員養成改革の趨勢
- 第2節 「社会正義」と臨床経験重視の両者を強調する TRP の登場—2000年代以降の改革
- 第3節 TRP の特徴と全米教員レジデンシーセンター
- 第4節 TRP の成果と評価の現状
- 第5節 小括

第3章 自営型 TRP の特徴と課題—ボストン教員レジデンシーの事例分析—

- 第1節 ボストン学区と BTR の概況
- 第2節 BTR の創設経緯と理念、カリキュラム
- 第3節 BTR の運営体制
- 第4節 BTR の特徴と課題

第4章 混合型 TRP の特徴と課題—シアトル教員レジデンシーの事例分析—

- 第1節 シアトル学区と STR の概況
- 第2節 プログラム設計のイシューとしての教育困難校での「社会正義」の実現
- 第3節 ミッションの具体化としてのカリキュラムとその是非
- 第4節 STR の運営体制
- 第5節 STR の特徴と課題

第5章 大学基盤型 TRP の特徴と課題—コロラド大学デンバー校・NxtGEN プログラムの事例分析—

- 第1節 コロラド州および連携学区の概要と NxtGEN プログラムの基本的特徴
- 第2節 コロラド大学デンバー校における教員養成プログラムの全容
- 第3節 NxtGEN プログラムのカリキュラムの特徴
- 第4節 NxtGEN プログラムの運営体制
- 第5節 NxtGEN プログラムの特徴と課題

第6章 教員レジデンシーの特質—3つの事例分析から

- 第1節 各事例の小括
- 第2節 プログラムの理念とカリキュラム構造
- 第3節 プログラムの運営体制
- 第4節 3事例の比較と教員レジデンシーの特質

終章 現代アメリカ教員養成改革における教員レジデンシーの意義と課題

- 第1節 研究課題への応答
- 第2節 総合考察—現代アメリカ教員養成改革における TRP の意義と課題
- 第3節 日本への示唆
- 第4節 本研究の成果と今後の課題

3. 各章の概要

第1章では、以下3点が明らかとなった。

第一に、1980年代に省察論が流布したが、その教職理論への単純適用に疑義が呈された。第二に、この疑義は、「社会正義」志向の論理から導かれ、教師の省察を「社会的アクター」

としての自身の役割を把握しながら、「問題の設定」を行い実践することとした。第三に、その理論は、大学での実験的研究に基づき、大学での学修と実習のサイクルが強調された。

第2章では、1980年代以降のアメリカの教員養成改革において、TRPがいかなる文脈で出現しているのか、その位置づけと特徴を明らかにした。その結果、TRPは、子どもが抱える困難状況を変えるアクターとして教員を育成するために連邦政策でも推進されている。なかでも、大学と地域の関連機関がパートナーシップによって「臨床経験」重視のプログラムを構築することに対し、連邦補助金が支給されている。

TRPに共通する特徴は次の4点である。第一に、学区教育委員会と近隣大学等の高等教育機関、NPO等が共同運営する養成・採用・新任期の支援を一体化したプログラムである。第二に、研修医の臨床経験をモデルに、教育困難校での実習を長期間行い、それを学位取得のための大学での科目履修と一体化している。第三に、受講者には、給付金の受給や学位取得、教員資格のデュアルライセンスの取得等のインセンティブがある。第四に、給付金の支給や学費免除の引き換えに、TRP受講者は当該学区の教員として一定期間勤務することが求められる。

第3章ではBTRを事例検討した。BTRは2002年、医療専門職養成モデルの「レジデンシー」と「理論と実践の融合」をキーワードに創設された。ボストン学区教員による草の根的教員養成改革、財団による資金援助、学区による教員養成改革への問題意識が関連し、教員養成と採用の一体的な教員施策の必要性がアクター間で了解され、創設した。

アクター間の関係性は、「社会正義」志向で取り結ばれ、カリキュラムへ反映されている。教育困難校での実習とそれを踏まえた実習課目が重要な位置を占め、なおかつその基盤となる学修で「文化的文脈での人間の発達」や「言語、権力、民主主義」、「インクルーシブ実践」といった科目が配置されている。

運営体制として、創設時ボストン学区教育委員会は、外部に運営組織を置くことを目指したため、民間団体のBoston Plan for Excellence（以下BPE）が連携の中核を担う。BTRの統治体制は、行政主導のガバメントではなく、ボストン学区の教育事情に精通した民間団体中核のガバナンスである。他方で「大学」の位置づけは狭小である。

第4章ではSTRを事例検討した。STR創設の背景には、学区教育委員会における人種間での深刻な学力達成度格差への課題意識があった。

カリキュラムでは、ワシントン大学での科目履修とシアトル学区の教育困難校での臨床経験を一体化している。科目履修は、「教授方法に関する科目」と、「実践の基盤となる理論的科目」の2種に大別でき、この両者の連関が重要である。後者の科目で、アイデンティティの把握や、学校教育における多様性理解の基盤を学修する。

STRのパートナーシップは、Alliance for Education（以下A4E）、ワシントン大学、シアトル学区教育委員会、シアトル教員組合で構成され、A4Eがパートナー間の調整を図る。これは、BTRにおけるBPEの位置づけを参考にしたものである。ただし、STRのパートナーシップが示すガバナンスは、BTRと異なり、各アクターの特長を生かして運営される。

第5章では NxtGEN プログラムを事例検討した。これはコロラド大学デンバー校の教員養成スタンダードとアセスメントツールを用いた学部4年間のプログラムである。

受講者は、デンバー周辺の教育困難校での実習とともに、コロラド大学デンバー校で科目履修する。科目には、教育内容・方法に関する科目と、臨床経験と連関させる科目とがある。後者には、「平等、権利と公教育」や「コミュニティに根ざしたフィールド経験とセミナー」といった科目がある。NxtGEN プログラムでは学部4年間を通じ、豊富な実習を経験する。ただし、大学での学修が表面的思考に留まることを課題視する大学教員もいる。

運営体制に目を移すと、学区、大学二者間で運営されているため、大学内の他プログラムとの整合性を取りながら、学区からの要請に応える必要がある。

第6章では、各事例 TRP を比較検討し、TRP の特質を解明した。

まず、「①理念とカリキュラム」の視点では以下3点が明らかとなった。

第一に、理念として掲げられる教職像は、「社会正義」基盤の「省察」が重視されていた。

第二に、カリキュラムは「土台」の学修と実習の往還が重要とされ、各学区や地域特有の教育課題に「社会正義」の視点から省察できる教員の養成を目指している。

ただし、「社会正義」が向けられる指向性は、各 TRP が置かれる学区の課題状況や課題認識の相違といった文脈の違いによって、内実が異なる。

第三に、TRP では、教育実践の「土台」として、理論の学修が必須だと考えられていることが明らかとなった一方で、科目履修による学修の在り方は各 TRP によって異なる。特に、それは、「学修」における大学の立ち位置の差異によるところが大きい。

次に、「②運営体制」という視点から、以下2点が明らかとなった。

第一に、地域の教育課題解決に向けて、大学、学校、教育委員会、NPO 等の多様なアクターが連携してパートナーシップを構築している。

第二に、運営のイニシアチブに着目すると、各 TRP に異なる特性が見られ、「第三の領域」形態に複層性がある。

以上3つの事例 TRP における2つの分析視点による比較をまとめたものが表2である。

表2 事例 TRP における2つの分析視点による比較

	① 理念とカリキュラム			② 運営体制	
	背景・理念	カリキュラム	学修	パートナー	イニシアチブ
BTR	社会正義 →アフリカ系集住 地域の児童生徒 片足は突っ込み、 片足は外に置く	理論と実践の融合 BTR(BPE)によって構築。実 習校はBPEチャータースク ール。14か月。	BTR 採用の講 師が担当。 大学直接関与 せず。	BPE BPS ボストン校 財団等	BPE
STR	社会正義 →学区における人 種間の学力格差	科目履修と臨床経験の往還 検討会議にて4者で構築。 14か月。	UW および実 習校で受講。 UW の研究成 果反映。	A4E UW SPS 教員組合	パートナー4者 →調整役:A4E
NxtGEN	社会正義 →ヒスパニック系 児童生徒に適合的 な教員	科目履修と豊富な臨床経験 の連関 デンバー校のスタンダード とツール利用。学部4年間。	デンバー校で 受講。他教員養 成プログラム と同等。	デンバー校 DPS	デンバー校 ただし、DPS の 要望の反映必要

出典：筆者作成

事例の比較検討によって TRP の共通性と差異が見出された。

まず、各 TRP の共通性として、プログラム理念に「社会正義」が掲げられ、その理念実現のために、土台—実践の往還構造によるカリキュラムが構築されている。都市学区を中心に課題視され続けてきた人種的・経済的格差による教育困難な状況を、土台—実践の往還のカリキュラムに基づいて、質の高い教員を養成・採用・在職維持させることによって解決を目指す点が、教員レジデンシーに共通する特質と言える。

一方で、「社会正義」志向に内包される意味、具体的にはその「社会」がいかに関規定され、「社会正義」のベクトルが向けられるかによって、プログラムの運営実態がそれぞれ異なる。なかでも、「①理念とカリキュラム」「②運営体制」の2つの分析視点による検討からは、プログラム運営における主導権（イニシアチブ）と大学の位置づけの異同が確認された。これによって、「自営型」「混合型」「大学基盤型」といったように分類ができる。この多様性の保証こそが地域特性を生かしたプログラムの確立を可能とするという意味で、教員レジデンシーの特質と捉えることができる。「大学や理論」と「実習と実践経験」との新たな結合が「第三の領域」という概念によって志向されるが、この結合の在り様はローカルな文脈での熟議と選択に開かれ、草の根的教員養成改革としての様相を持つ。

終章では、結論として以下3点を指摘した。

第一に、「社会正義」志向の教員養成の理念とカリキュラムは、1980年代の教職固有の「省察」論から大きな変化は見られない。教職の専門性として「社会正義」を基盤とした「省察」が今なお重視され、事例検討した TRP でも、土台—実践の往還構造がみられた。

第二に、現代アメリカの教員養成改革では、複数のアクター間でのパートナーシップによって、その往還構造を成立させる点でこれまでとは異なる特質を持つ。なおかつ、パートナーシップにおいて、第三セクターが関わる重要性を指摘でき、このようなパートナーシップは、連邦補助金によっても推進され、全米的な波及効果を持つ。

第三に、TRP は、各 TRP による草の根的教員養成改革と連邦政府主導の教員養成改革とを統合させた位置にある。各 TRP は、「第三の領域」という概念を各文脈に合わせた意味に解釈し直して用いることによって、草の根的教員養成改革を進めている。一方、連邦政策でも、大学と地域の関連機関がパートナーシップを構築し、「臨床経験」と大学での学修を往還したプログラムによって教育困難校の教員を養成することが重視されている。

なおかつ、このどちらのベクトルも「大学と教員養成」の関係性再考を迫っている。各 TRP によってアプローチは異なるが、いずれも「第三の領域」という概念によって TRP の意義を見出すことで、大学での学修中心の「伝統的な」教員養成からの脱却が意図されていた。また、連邦政府主導の教員養成改革においても、1980年代以降、「大学と教員養成」の関係性再考が促され続けており、その延長線上に TRP を見出すことができる。

日本への示唆として以下3点指摘できる。

第一に、現代日本における教師の「省察」概念を社会的文脈に敷衍したものとして展開させる可能性が見出せる。眼前の教育実践と「社会正義」の実現とを連関させ「問題の設定」

を行う「省察」概念は、現代日本において狭隘性と思考水準の表層性を持つ教師の「省察」概念を再構成する意義がある。

第二に、現代日本の教職の専門性の価値基盤に「社会正義」が位置づく意義を、本研究の成果から見出せる。現在の日本の学校教育では、子どもの貧困率の高さ、外国につながる子どもの増加など、子どもを取り巻く環境の変化、多様化によって、教育課題は多層化している。教師の「省察」に「社会正義」が織り込まれることで、教職の専門性は教育実践を介した社会構造の変容可能性へと開かれることとなる。

第三に、「教員育成」をめぐるガバナンスが問われる現代日本の教師教育施策に対して、アクター連携の示唆を得ることができる。本研究の知見から、大学と教育委員会の二者関係だけでなく、第三セクターが教師教育施策に関わる意義を提起できる。各地域の教育課題に精通した NPO 団体などのアクターを取り込むことで、地域の実情に合わせた「教員育成」をめぐる統治構造へと再構築する示唆がある。

本研究の成果は、以下 2 点である。

第一に、「社会正義」志向の「省察」を要件とする TRP の意義と課題を明らかにすることで、教職の専門性としての教師の「省察」が「社会正義」志向で展開される意義を論じたことである。第二に、「社会正義」が教職の専門性に位置づく意義を、TRP の理念とカリキュラムだけでなく、運営体制にも着目することで、改革方途の具体的在り様を明らかにしたことである。これにより、教員養成をめぐるガバナンスに迫ることができ、TRP の教員養成改革としての駆動状態を十分に明らかにしてこなかった先行研究を乗り越える意義がある。

今後の課題として、第一に「社会正義」概念の日本の教師教育での定位、第二に教師教育における大学での理論・論理の内実整理、第三に TRP と他施策との連動の解明、第四に多機関連携による教育行政の視点での教師教育施策をめぐるガバナンス事例の解明の 4 つがある。

4. 主要参考文献

・ 英語文献：アルファベット順

Beck, J. (2016). "The Complexities of a Third-Space Partnership in an Urban Teacher Residency", *Teacher Education Quarterly*, 43(1), pp.51-70.

Beck, J. S. (2020). "Investigating the Third Space: A New Agenda for Teacher Education Research". *Journal of Teacher Education*, 71(4), pp.379-391.

Bogges, L. B. (2010). "Tailoring New Urban Teachers for Character and Activism". *American Educational Research Journal*, 47(1), 65-95.

Cochran-Smith, M., Carney, M. C., Keefe, S. E., Burton, S., Chang, W.-C., Fernández, M. B., Miller, A. F., Sánchez, J. G., Baker, M. (2018). *Reclaiming Accountability in Teacher Education*. Teachers College Press.

Gay, G. (2002). "Preparing for culturally responsive teaching". *Journal of Teacher Education*, 53(2),

pp.106-116.

Guha, R., Hyler, M. E., & Darling-Hammond, L. (2016). *The Teacher Residency An Innovative Model for Preparing Teachers*. Learning Policy Institute.

Liston, D. & Zeichner, K.(1991) *Teacher education and the social conditions of schooling*, Routledge.

Liu, K. (2015). Critical reflection as a framework for transformative learning in teacher education. *Educational Review*, 67(2), pp.135-157.

Schön, D.A. (1983). *The reflective practitioner: how professionals think in action*, Basic Books.(佐藤学・秋田喜代美訳(2001)『専門家の知恵』ゆみる書房。)(柳沢昌一・三輪建二監訳 (2007)『省察的実践とは何か』鳳書房。)

Silva, T., McKie, A. & Gleason, P. (2015) *New Findings on the Retention of Novice Teachers from Teaching Residency Programs*, National Center for Education Evaluation and Regional Assistance.

Zeichner, K., (2010) “Rethinking the Connections Between Campus Courses and Field Experiences in College- and University-Based Teacher Education”, *Journal of Teacher Education*, 61(1/2), pp.89-99.

Zeichner, K. M. (2018). “Independent Teacher Education Programs”., In Zeichner, K. M., *The Struggle for the Soul of Teacher Education*, Routledge, pp.139-170.

Zeichner, K. & Conklin, H.G. (2017). “Beyond knowledge ventriloquism and echo chambers: Raising the quality of the debate on teacher education”. *Teachers College Record*, Vol.119, No.4, pp.1-38.

・日本語文献：50音順

石井英真 (2014) 「教員養成の高度化と教師の専門職像の再検討」『日本教師教育学会年報』第23号、20-29頁。

可児みづき (2015) 「米国都市部における教員確保を目指した新たな養成システムの意義—若年・教員志望者の主体的な意味構成への作用に注目して」『関西教育学会研究紀要』第15号、1-16頁。

佐藤仁 (2019) 「アメリカにおける教員養成と採用の関係性—教員採用の実態と教員レジデンスプログラム観点から—」『福岡大学人文論叢』第50巻、第4号、961-978頁。

油布佐和子 (2013) 「教師教育改革の課題—「実践的指導力」養成の予想される帰結と大学の役割—」『教育學研究』第80巻第4号、78-90頁。